(第1面)

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月30日

愛知県知事殿

提出者

住 所 名古屋市中区錦2-19-1 氏 名 株式会社 鴻池組名古屋支店 常務執行役員支店 安居院 徳重 電話番号 052-202-4506

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第 12 条第 9 項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他 その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名 称	株式会社 鴻池組 名古屋支店
事業場の所在 地	愛知県名古屋市中区錦2-19-1
計画期 間	令和5年4月1日~令和6年3月31日
当該事業場において現に行	テっている事業に関する事項
1 事業の種 類	0 6 総合建設業
2 事業の規模	令和4年度完成工事高 27,604百万円
3 従業員 数	207人
④産業廃棄物の一連 の処理の工程	添付資料①「産業廃棄物の一連の処理の工程」参照

(日本工業規格 A列4番)

産美	 集廃	棄物の処理に係る管	理体制	川に関する事項								
	(4	管理体制図)										
	添	付資料②「管理体制	亅」参照									
産美	 と 廃	棄物の排出の抑制に	関する	5事項								
	1	現状	【育	前年度(令和4年	度)実績】							
		別紙集計表の通	負り	業廃棄物の種類								
		7,50,000,000		排出 量	t	t						
			(これまでに実施した取組)									
			・廃棄物の発生が少ない工法を選択する。 (杭工事等)									
			・資機材の省梱包、無梱包による搬入を行う。									
			・材料の端材の発生を抑制するため現地ではなく工場で加工を行									
			5.									
		-1	・資材管理を徹底し、余剰材の発生を抑制する。									
	(2)	計画										
		別紙集計表の通	19	業廃棄物の種類								
				排出	t	t						
			(今後実施する予定の取組)									
					ことを継続的に実施する							
			・新工法採用時には産廃の発生の抑制を考慮して行う。									
産業	 楽廃	棄物の分別に関する	事項									
	1)	現状	(5.	分別している産業	廃棄物の種類及び分別に	関する取組)						
			· 沼	5付資料①「産業	廃棄物の一連の処理の工	程」参照						

②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	・工程・工種に合った分別を実施する。
	・産廃の分別を職長会を中心とした作業員の自主的活動の一つとし
	て推進する。

(第3面)

白色		新田 i こ 艮	 月 ナス 車 項							
	1 現状		三度(令和4年	. 度) 実績】						
	7)000		発棄物の種類							
	別紙集計表の通り		生利用を行った	t	t					
			発棄物の量	l l	l					
			近来物の量 しまでに実施し	上						
			置していない。							
		<i>></i>								
_										
	②計画	【目標	票】							
	別紙集計表の通り	産業月	廃棄物の種類							
		自ら利	写生利用を行う	t	t					
		産業	廃棄物の量							
		(今後	後実施する予定	の取組)						
		・解体工事では、コンクリートがら等を施主・行政の了解のもと現								
		場内で自ら利用を実施する。								
<u></u>	(なる文学成を加み中間	An で田) マ 日	11上フ 東西							
	っ行う産業廃棄物の中間 1 現状		ミョの事項 三度(令和4年	· 安建】						
	1			·						
	別紙集計表の	通り	を棄物の種類							
		目り第	処回収を行った	t	t					
		産業	廃棄物の量							
		自ら中間	別処理により減量した	t	t					
		産業	廃棄物の量							
		(こ)	ιまでに実施し	た取組)						
		・実施	置していない。							
-	0.71	T !-								
	②計画	【目標		T						
	別紙集計表の	地り	軽棄物の種類							

	自ら熱回収を行う	t	t						
	産業廃棄物の量								
	自ら中間処理により減量する	t	t						
	産業廃棄物の量								
	(今後実施する予定の取組)								
	・実施の予定なし。								

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の増	立処分又は海洋投入処分に関する事項							
1 現状	【前年度(令和4年度)実績】							
別紙集計表の	D通り							
	 目り埋立処分又は	t	t					
	海洋投入処分を行った	-						
	産業廃棄物の量							
	(これまでに実施した取組)							
	・実施の予定なし。							
) () () () () () () () () () (
②計画	【目標】							
	別紙集計表の通り							
	自ら埋立処分又は	t	t					
	海洋投入処分を行う							
	産業廃棄物の量							
	(今後実施する予定の取組)							
	・実施の予定なし。							
・大米は女仏の仏型の子								
産業廃棄物の処理の委託								
1 現状	【前年度(令和4年度)実績】							
別紙集計表	産業廃棄物の種類							
加州集計 名		t	t					
		t	L					
	優良認定処理業者へ	t	t					
	\mathcal{O}							
	処理委託 量							

	再生利用業者へ	t	t
	\mathcal{O}		
	処理委託 量		
	認定熱回収業者へ	t	t
	の処理委託 量		
	認定熱回収業者以外	t	t
	の熱回収を行う業者		
	への処理委託量		

(これまでに実施した取組)

- 1) 処分会社の選定
 - ・業務に支障のない限り名古屋支店安全環境部の推薦業者に委託する。
 - ・委託契約の締結は、名古屋支店長の承認事項としている。
- 2) 処理能力及び許可品目の確認
 - ・契約の都度、契約書を取り寄せて委託内容の確認を行っている。
- 3) 3者契約、迂回払いを禁止し適正な処分が行われるようにしている。

(第5面)

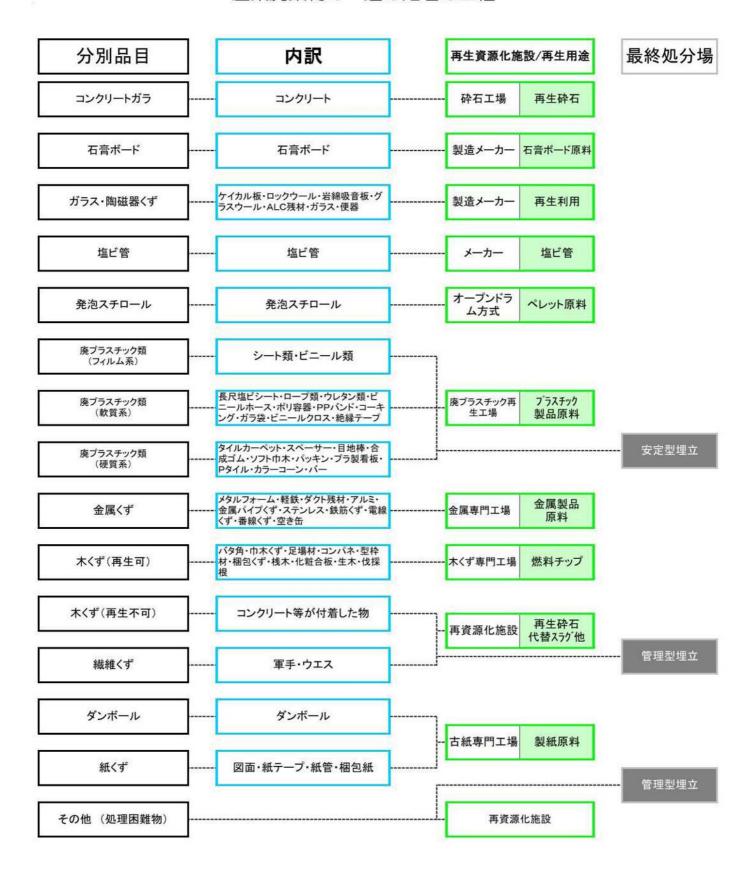
②計画	【目標】		
	産業廃棄物の種類		
	全処理委託量	t	t
	認定処理業者への処	t	t
	理委託量		
	再生利用業者への	t	t
	処理委託 量		
	認定熱回収業者への	t	t
	処理委託 量		
	認定熱回収業者以外の熱	t	t
	回収を行う業者への処		
	理委託量		
	(今後実施する予定		
	1) 廃棄物の事業場	内保管状況について	
	・分別推進のため	、廃棄物ごとのボックス	の設置を行う。
	・廃棄物保管場所	を清潔に保つ。	
	2) 廃棄物の委託処	理に関する事項	
	・産廃処理業者の	現地視察の強化。	
	・一層の再資源化	を図るため、リサイクル率の高	高い業者を使用する。

◇ 事3	公方 An 工田 北周		
※ 事で	答処理欄		

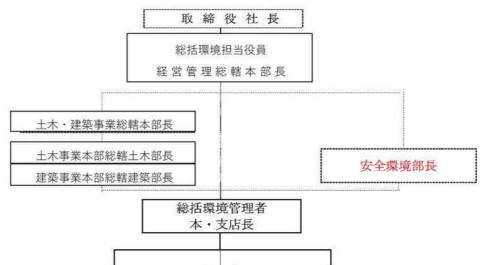
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)① 欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)② 欄には、製造業の場合における製造品出荷額(前年度実績)、建設業の場合における元請 完成工事高(前年度実績)、医療機関の場合における病床数(前年度末時点)等の業種に応じ 事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3) ④ 欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程(当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。)を記入すること。
 - 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
 - 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者)への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者(廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者)である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
 - 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「一」を記入すること。
 - 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の一連の処理の工程



管 理 体 制



土木、建築等各工務部

- (1) 工事事務所等への指導・監督、計画 書等の審査
- (2)職員及び協力会社への監理・監督
- (3) 統括環境責任者の選任
- (4)産業廃棄物収集運搬業者、処分業者 及び再生処理業者の選定・契約業務
- (5)環境汚染・公害・環境事案の対応
- (6)パトロール等の実施
- (7) I S O 1 4 O O 1 に関する事項
- (8)その他環境管理に関する必要な事項

安全環境部

- (1) 工事事務所等への指導・助言
- (2)法令に基づく建設廃棄物処理計画書の策定と行政への報告及びマニフェストの交付状況等の報告
- (3) 職員及び協力会社への指導・教育
- (4)法令の改正、行政官庁の指導内容等情報の収集と工事事 務所への伝達
- (5) 産業廃棄物収集運搬業者、処分業者及び再生処理業者の 情報収集及び調査選定
- (6) 工事事務所等の廃棄物処理及びリサイクルに関する計 画・実施管理書類の収集・集計・保存並びに諸官庁及び本 社への報告
- (7)産業廃棄物税に関する調書の作成
- (8) 環境汚染・公害・環境事案の対応
- (9)パトロール等の実施
- (10) I S O 1 4 0 0 1 に関する事項
- (11)その他環境管理に関する必要な事項

工 事 事 務 所 等

- (1) 環境管理方針並びに管理計画の立案
- (2) 環境管理の責任体制を明確化
- (3) 各種管理者・責任者の選任
- (4) 廃棄物処理及びリサイクルに関する管理計画の立案、実績の追跡及び管理書 類の作成
- (5) その他当該地域の行政が定める計画書・報告書の作成・提出・報告の実施
- (6)情報の収集 (7)協力会社の指導 (8)廃棄物の発生抑制及び減量化
- (9) 再生資源の利用及び再生資源利用の促進 (10) 廃棄物等の分別
- (11)廃棄物等の保管基準の遵守
- (12)建設廃棄物処理委託契約の原案の作成・上申及び許可証の確認
- (13)産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度の実施
- (14)自社運搬廃棄物の管理
- (15)特別産業廃棄物管理票 (マニフェスト) 制度の実施
- (16) 中間処理及び最終処分場の確認 (17) 特別産業廃棄物の取扱いの報告
- (18)廃棄物処理委託契約した廃棄物処理業者への直接払いの実施
- (19) 環境汚染・公害・環境事故の対応 (20) ISO14001 に関する事項
- (21)その他環境管理に関する必要な事項

現状:前年度(令和4年度)実績量 計画:今年度(令和5年度)計画量(目標)

単位:トン

	計画: 今年度(令和5年度)計画重(目標)																			
	排出	排出抑制		自ら行う中間処理				処理の委託												
産業廃棄物の種類	排出	土量	自ら再生 行った(*		自ら熱 行った(自ら中間を減量した	処理により (する)量	自ら埋立た 海洋投力 行った((処分を	全処理	委託量	優良認定処 処 理 多	理業者への 長 託 量	再生利用 処 理 蓼		認定熱回収 理 勢	双業者への な 託 量	認定熱回収 熱回収を行 処 理 刻	業者以外の う業者への た 詳 島
-	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画	現状	計画
コンクリート片	2,132.0	1.000.0	- June	рт <u>—</u>	_	—	_	рт <u>ы</u> —	-	PI E	2,132.0	1.000.0	76.4	100.0	2,132.0	1.000.0	0.0	0.0	0.0	0.0
アス・コン片	500.5	500.0	_	_	_	_	_	_	_	_	500.5	500.0	8.1	100.0	500.5	500.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他がれき類	319.8	200.0	_	_	_	_	_	_	_	_	319.8	200.0	64.5	100.0	319.8	200.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス陶磁器等くず	63.0	100.0	_	_	_	_	_	_	_	_	63.0	100.0	61.5	50.0	63.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃プラスチック類	78.3	50.0	-	_	_	_	_	_	_	_	78.3	50.0	68.0	50.0	78.3	50.0	0.0	0.0	0.0	0.0
塩化ビニル製建設資材	0.0	0.0	_	_	_	_	_	_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
金属くず	15.0	10.0	_	_	_	_	_	l	_	_	15.0	10.0	15.0	15.0	15.0	10.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設混合廃棄物(安定型)	130.1	100.0	_	-	_	_	_	_	_	_	130.1	100.0	8.2	50.0	130.1	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
その他がれき類(石綿含有)その他がれき類(石綿含有)	0.0	0.0		_	_	_	_	_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
ガラス陶修器等くず(石前含有)ガラス陶機器等くず(石能含有)	55.5	0.0		_	_	_		_	_	_	55.5	0.0	0.0	0.0	55.5	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
施プラスチック類(石絵含有)施プラスチック類(石絵含有)	0.0	0.0	_	_	_	_	_	_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設汚泥建設汚泥	2,437.6	1,000.0	_	_	_	_	_	_	_	_	2,437.6	1,000.0	0.0	500.0	2,437.6	1,000.0	0.0	0.0	0.0	0.0
有機性汚泥	0.0	0.0	_	_	_	_	_	_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
紙くず	1.1	1.0	_		_	_	_	_	_	_	1.1	1.0	1.1	1.0	1.1	1.0	0.0	0.0	0.0	0.0
木くず	238.0	100.00	_			_		_	_	_	238.0	100.0	225.2	100.0	238.0	100.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石膏ボード石膏ボード	28.05	20.00	_	_	_	_	_	_	_	_	28.1	20.0	26.9	20.0	28.05	20.0	0.0	0.0	0.0	0.0
繊維くず繊維くず	0.0	0.0	_		_	_		_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
石膏ボード(石綿含有廃棄物)	0.3	0.0	_			_		_	_	_	0.3	0.0	0.0	0.0	0.3	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃油廃油	0.0	0.0			_	_		_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃酸廃酸	0.0	0.0	_			_	_	_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
廃アルカリ廃アルカリ	0.0	0.0	_	_		_	_	_	_	_	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
建設混合廃棄物(管理型)建設混合廃棄物(管理型)	328.0	200.0		_		_		_	_	_	328.0	200.0	324.3	200.0	328.0	200.0	0.0	0.0	0.0	0.0
蛍光灯(蛍光灯・水銀灯) 燃え殼燃え殼	0.1	0.0		_		_		_	_	_	0.1 0.0	0.0	0.1	0.1 0.0	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
然え放然え放 鉱さい	0.0	0.0		_							0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
或△ ○ V ・ 混合廃棄物(石綿含有廃棄物・管理型)	0.0	0.0									0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0
合計·	6.327.3	3.281.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	6.327.3	3.281.0	879.2	1.286.1	6.327.3	3,281.0	0.0	0.0	0.0	0.0
	0,327.3	3,201.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0,327.3	3,201.0	0/3.2	1,200.1	0,327.3	3,201.0	0.0	0.0	J 0.0	0.0